

## 市民参加条例とは？

### －自治基本条例、市民参画との関係等－

のぼる  
昇 秀樹 (名城大学)

参考文献：「市民参加条例をつくろう」高橋秀行（公人社，2004年）  
「地方自治の軌跡と展望」昇 秀樹（第一法規，2006年）

#### 1 はじめに

#### 2 自治基本条例（自治体の憲法）との関係は？

憲法附属法典



cf. 地方自治法：施行日は憲法施行の日  
国民投票法

- (a) 普通の法律、条例は  
「権力者」からの国民、住民への命令がメインだが・・・
- (b) 憲法&附属法典は  
主権者である国民、住民からの「権力者」に「権力」を委ねる際の条件書

→「権力者」への命令

- 1) 重要な政策を決める際には
- 2) これこれしかじかの市民参加（参画）の手续をとりなさいよ、ということ  
「権力者」に命令するのが「市民参加条例」

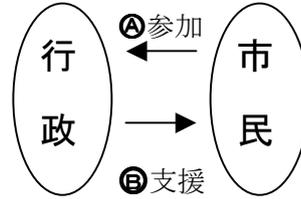
㉑

㉒

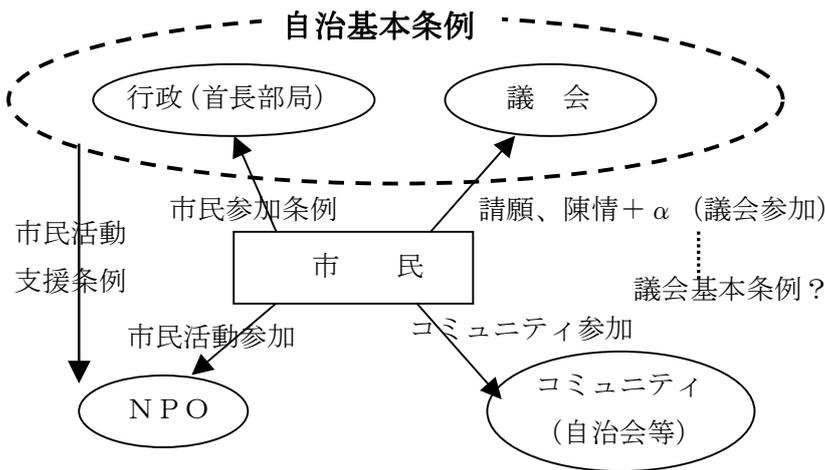
3 「市民参加条例」と「市民活動支援条例」との関係

- (a) 市民の行政への参加手続を「権力者」に命令するのが㉑
- (b) 市役所のNPOなど市民活動への支援のあり方を規定するのが㉒

㉑の中で「住民投票」を特出ししたものが「住民投票」条例



4 市民参加のまちづくり・4タイプと関係条例等



5 「政策の実験室」としての自治体の役割

- ・ 市民参加の分野は、条例も、運用も自治体が欧米諸国等の先進地を参考にしながら開拓中の分野  
→ try & error の精神で（行政無びよう神話・・・ではなく）